

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	八女市ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八女市は、八女市ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福岡県八女市長

## 公表日

平成31年6月21日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	八女市ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務
②事務の概要	<p>八女市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年八女市条例第17号)に基づき、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童の心身の健康の向上に寄与するため、医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、自己負担をしなければならない費用を公費で負担する措置を講じ、もって母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童の福祉の増進を図ることを目的とした事務を行っている。</p> <p>ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務における特定個人情報を取り扱う事務は以下のとおり。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①受給資格認定申請審査及び医療証の発行に関する事務</li><li>②受給資格認定の更新手続きに関する事務</li><li>③受給者本人及び扶養義務者の所得状況を把握し所得要件(所得制限限度額)判定に関する事務</li><li>④受給資格者情報の管理に関する事務</li><li>⑤ひとり親家庭等医療費の支給及び支払に関する事務</li><li>⑥ひとり親家庭等医療費の返還及び請求に関する事務</li><li>⑦その他の届出等の処理に関する事務</li></ul>

③システムの名称	Acrocityひとり親医療費助成 MICJET番号連携サーバー 中間サーバー Acrocity行政基本
----------	---

## 2. 特定個人情報ファイル名

ひとり親家庭等医療受給者情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項による、八女市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年八女市条例第32号)
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[      実施する      ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第14号に基づく特定個人情報保護委員会規則	

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民部市民課
②所属長の役職名	市民課長

## 6. 他の評価実施機関

請求先	総務部総務課総務法制係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1111 メールアドレス:soumu@city.yame.lg.jp
-----	--

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	市民部市民課公費医療係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1117 メールアドレス:shimin@city.yame.lg.jp
-----	---

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年5月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年5月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ○ ] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ] 接続しない(入手) [ ○ ] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査					
実施の有無		[ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発		[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

变更箇所